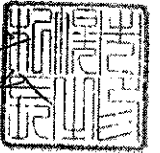


札幌市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年6月30日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第 45 号

札幌市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

札幌市建築基準法施行細則（昭和35年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

- 3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定に基づき付加する法第12条第1項に規定する調査（各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉に係るものに限る。）の項目、方法及び結果の判定基準は、防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成28年国土交通省告示第723号）別表第1（一）の項から（五）の項までの（い）欄に掲げる検査項目に応じ、これらの項の（ろ）欄に掲げる検査事項について、これらの項の（は）欄に掲げる検査方法により実施し、その結果がこれらの項の（に）欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定するものとする。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。